

## 財務会計論

### 本試験

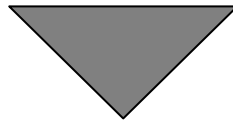
**問題 1** 会計主体論の意義と役割に関する次の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付すとき、正しい組合せとして最も適切なものの番号を一つ選びなさい。（8 点）

～ 略 ～

イ. 国や地方自治体からの補助金のうち、固定資産の購入や製作に充当するなど、資本助成の目的で交付された国庫補助金について、かつて「企業会計原則」では、国庫補助金についてはこれを「その他の資本剰余金」として整理するべきであるとする見解が示されていた。この見解は、資本主理論では説明できない。

《解答 1》

イ. 正 本肢の記述は正しい。資本主理論によると、株主からの拠出資本のみを企業が維持すべき資本とみて、株主以外からの贈与は資本を構成せず、利益として扱われる。このため、国庫補助金をその他の資本剰余金（資本）として整理するべきであるとする見解は、資本主理論では説明できない。



### 短答ポイントアップ答練 第 4 回

**問題 1** 財務会計の基礎概念に関する次のア～エの記述のうち、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。（8 点）

～ 略 ～

ウ. 企業を資本主の所有物であるとみて、会計の主体を資本主とする立場からは、国又は地方公共団体が特定の企業に対して無償で提供する金銭その他の財産である国庫補助金は、資本剰余金として処理すべきとされる。

《解答 1》

ウ. 誤 本肢の記述は誤りである。なぜなら、企業を資本主の所有物であるとみて、会計の主体を資本主とする立場（資本主理論）からは、株主からの拠出資本のみが企業が維持すべき資本であり、株主以外からの贈与は、原則として資本を構成しないと考えるため、国庫補助金は利益剰余金として扱うべきとされるからである。なお、企業を資本主から独立した存在とみて、会計の主体を企業それ自体とする立場（企業主体理論）からは、株主からの拠出資本以外であっても、資本助成や充実を目的としている限りは、元本たる資本と考えるため、国庫補助金は資本剰余金として扱うべきとされる。